

京都市告示第40号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市体育協会を京都市公金収納受託者とし、京都市桂川地域体育館、京都市伏見北堀地域体育館、京都市醍醐地域体育館、京都市山科地域体育館及び京都市東山地域体育館の使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)